

社会福祉法人習愛会 費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人習愛会（以下「法人」という。）の評議員、役員（理事及び監事）、評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「役員等」という。）に対し、役員等が法人の業務に従事した時に支給する費用弁償の額及び支給方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償の額)

第2条 法人の役員等が、次に掲げる事項に該当するときは、勤務形態に即した職務遂行に係るその費用を弁償する。

- (1) 法人の職務のために出張又は旅行したとき
- (2) 評議員会、理事会、第三者委員会、監事監査、法人監査等に参加したとき
- (3) 評議員選任・解任委員会、法人運営会議に参加したとき
- (4) 法人が運営する事業所の職員会議等に参加したとき

2 前項の規定による費用弁償の額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に該当するときは、社会福祉法人習愛会旅費規程（以下「旅費規程」という。）に規定する相当額
- (2) 前項第2号に該当するときは、出席1回につき
5,500円
- (3) 前項第3号に該当するときは、出席1回につき
2,000円
- (4) 前項第4号に該当するときは、出席1回につき
1,000円

(支給方法等)

第3条 役員等の費用弁償は、その都度、現金により支給する。費用弁償の支給方法等について、旅費規程に定めるところによるものとする。

(細則)

第4条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。平成17年1月1日施行の同規程は廃止する。